

災害支援が得られる可能性があります

連邦緊急事態管理局(FEMA)及び州、アメリカ領、部族領の政府によりアメリカ国民、非アメリカ国民、在米資格を有する外国人は直接経済的な災害支援が得られる可能性があります

災害支援は、一時的に賃貸住宅を借りるためのお金、自宅の修理、個人資産の喪失や他の深刻な災害に関連するニーズ、保険会社や他資産でカバーされない費用などのための資金を含みます

米国民 – 米50州・ワシントン特別区・プエルトリコ領・米領バーキン諸島・北マリアナ諸島のいずれかで生まれた者、または少なくとも1人は米国民または帰化した親を持ち米国外で出生した者

非米国民 – 米国が国外に所有する地域で米国が取得した日以降に出生した者(例: 米領サモア、スウェインズ島)、もしくは非米国民を親に持つ者。全アメリカ国民はアメリカ人であるが、全アメリカ人がアメリカ国民であるとは限らない。

在米資格を有する外国人とは一般的に:

- 正当な永住資格を有する個人(「グリーンカード」保持者)
- 亡命者、難民、退去強制措置が保留されている外国人
- 米国で少なくとも1年間仮釈放されている外国人
- 条件的な入国許可のある外国人(1980年4月1日執行の法による)
- キューバ人・ハイチ人入国者
- T、Uビザ所有者を含む、極めて残酷な行為を受けた外国人や深刻な人身売買の被害者

申請時に申請者が国民・移民資格を満たさない場合でも、下記の場合、その世帯は何らかのIHPの支援に申請できます:

- 未成年の子を含む世帯員が登録手続き中に適格条件を満たす場合
- 同世帯に住む未成年の子の保護者または親は米国民、非米国民、または在米資格を有する未成年の子に代わり申請をすることができます。未成年の子は災害期間または災害宣言された最初の日付で18歳未満であること

